奥多摩町人事行政の運営等の状況

町の人事行政の運営等における公平性及び透明性を高めるため、「奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第23号)」の規定に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移

(各年度4月1日現在)

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
職員数	143人(4)	137人(3)	135人(3)	129人(1)	129人(1)

※ 職員数は、派遣職員を含みます。() 内は派遣職員数です。また、<u>定員管理調査に基づく職員数</u>のため教育長を含みます。[下記(2)、(3)表も同様。]

(2) 部門別職員数

(各年度4月1日現在)

	区分	職	員 数	対前年増減数
部門		平成 21 年度	平成 20 年度	刈削牛埠侧级
	議会	1人	1人	
	総務	24 人	25 人	△ 1人
	税務	6人	5 人	1人
	民 生	6人	6人	
一般行政部門	衛 生	9 人	9人	
	農林水産	10 人	10 人	
	商工	7人	7人	
	土 木	9 人	9人	
	小 計	72 人	72 人	0人
特別行政部門	教 育	13 人	12 人	1人
	病 院	27 人	27 人	
公営企業等 会 計 部 門	水 道	6人	6人	
	下水道	4 人	4 人	
조미메기	その他	7人	8人	△ 1人
	小 計	44 人	45 人	△ 1人
総	計	129 人	129 人	0人

(3)職員の任免状況

20.4.1 現在	採用者		21.4.1 現在				
職員数	の状況	定年 勧奨 死亡 普通 小計					職員数
129 人	6人	人	2 人	0人	4 人	6人	129 人

2 職員の給与の状況

職員の給与の状況については、「職員などの給与状況」に掲載してあります。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の範囲
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8時30分~17時15分 (1時間の休憩時間含む)

[※]奥多摩病院に勤務する職員など一部を除き上記の勤務時間となります。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

1年につき20日間付与し、その年に使用しなかった日数があった場合には、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

区分	平均取得日数	年休取得率
平成 20 年 1 月 1 日~平成 21 年 12 月 31 日	9.6 日	25.1%
平成 19 年 1 月 1 日~平成 19 年 12 月 31 日	10.7 日	27.9%
平成 18 年 1 月 1 日~平成 18 年 12 月 31 日	10.4 日	26.2%

(3) 職員の育児休業の取得状況

区 分	男	女	合 計
平成 20 年度	0 人	3 人	3 人
平成 19 年度	0 人	1人	1人
平成 18 年度	0人	2 人	2 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の向上を目的に、任命権者が免職、休職、降任などの処分を行うものです。

(平成20年度)

区 分	免職	休職	降任	合計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	2 人	0人	2 人
その他適格性の欠如	0人	0人	0人	0人
職制・定数の改廃など	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関する起訴	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分

職員の法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、免職、停職、減給などの処分を行うものです。

(平成20年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った 場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があっ た場合	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員の服務の状況

地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(平成20年度)

区 分	内容	違反者数		
職務命令等に従う義務	職員は、上司の職務命令等に従わなければなりません。	0人		
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行 為をしてはなりません。	0人		
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その 職を退いた後も同様です。			
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念 しなければなりません。			
政治的行為の禁止	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治 的行為が禁止されています。			
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。	0人		
営利企業等の従事制限	職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に 従事することは制限されています。			

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1)職員研修の実施状況(平成20年度)
- ① 一般研修

期 日 平成21年2月6日

場 所 役場会議室

演 題 「地方分権の動きと町職員に求められるチカラ」

講師東京都総務局行政部市町村課課長補佐(行政係長)城田峰生氏

受講者数 37名

② 市町村職員研修(東京都市町村職員研修所主催)

(平成20年度)

石	研修科目 受講者数 研修科目			日数	(20年度) 受講者数						
			I	期	0			所修(データベースソフ	'ト 初級)	4	1
	新	任	П	期	0		IJ	(文書作成ソフ	ト 初級)	2	1
必			前	期	2		11	(表計算ソフト	初級)	4	2
修	現	任	中	期	2		11	("	中級)	3	1
			後	期	4		政策・法済		ı	1	1
科	,_		新	任	4		11	(地方財政)		6	2
目	係	長	現	任	4		特別研修	(メンタルヘルス)		4	4
			新	任	5		11	(中高年パソコン入	門)	4	1
	課	長	現	任	1	選	11	(CSクレーム対応)	1	2	1
						迭	11	(管理職クレーム対)	芯)	1	1
							11	(男女共同参画社会)	形成)	1	1
						択	11	(人権啓発・障がいる	皆の人権)	1	1
							IJ	(OAトラブルシューテ	ィング)	2	1
							実務研修	(広報科)		3	1
						研	IJ	(固定資産税科・初紀	及家屋)	2	1
							IJ	(固定資産税科・初約	及 土地)	2	1
							11	(人事科)		3	1
						修	11	(住民税科・中級	固人)	2	1
							11	(公園緑政科)		1	1
							11	(道路科)		6	2
							"	(環境科・廃棄物対	策)	1	1
							能力開発码	肝修(クレーム対応)	1	1	1
							専門職研修	多(技能労務職)		1	1
							" (保健師)		2	1	
							スポット研修(多摩地域の子育て支援)		1	1	
							各講演会(5回)		1 1	1 1	
								計			6 4

(2) 勤務成績の評定状況

職員の職務実績について、客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、昇任選考等に反映し、公正な人事管理を行うことを目的に、毎年度2月1日を基準日として評定を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の実施状況

(平成20年度)

実 施 日	検 査 項 目	受診者数	異常者数
亚比 20 年 10 日 22 日 - 20 日 - 20 日	胸部X線、血液、検尿、 血圧、内診	111 人	OF I
平成 20 年 10 月 22 日・28 日・29 日	心電図検査	72 人	85 人

(2) 公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

(平成20年度)

区分	傷病	死 亡
公務災害	0件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

(3) 厚生 • 共済制度

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が奥多摩町職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は下記のとおりです。

区分	内容
奥多摩町職員 互 助 組 合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその 家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。なお、互助組合で行う事業 に必要な経費は、職員が負担する組合費と町から交付される負担金で運営されて います。
東京都市町村職員共済組合	職員及びその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、 障害、死亡等に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持 増進などを目的として行う「福祉事業」の大別して3つの事業を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、 給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。 多摩町は他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

前年度からの継 続 案 件	平成 20 年度 要 求 事 案 数	年度中処理件数	翌年度継続件数
0 件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

前年度からの継続 続案 件	平成 20 年度 申立て件数	年度中処理件数	翌年度継続件数
0件	0件	0件	0件

※問い合わせ 総務課庶務係 To 0428-83-2345 (直通)